4　移転される防衛装備品及び技術は、3の規定に従って伝達される関連情報に基づき、合同委員会により決定される。

5　この協定を実施するため、移転される防衛装備品及び技術、その移転の当事者となる者並びにその移転の詳細な条件を特に定める細目取極が、両締約国政府の権限のある当局の間で行われる。日本国政府の権限のある当局は、防衛省及び経済産業省とする。バングラデシュ人民共和国政府の権限のある当局は、首相府軍務局及び国防省とする。

第三条

1　一方の締約国政府は、他方の締約国政府から移転される防衛装備品及び技術を、国際連合憲章の目的及び原則並びに細目取極において決定する目的に適合する方法で効果的に使用するものとし、いずれの一方の締約国政府も、当該防衛装備品及び技術を他の目的のために転用してはならない。

2　一方の締約国政府は、この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に係る権原又は占有権を、当該防衛装備品及び技術を移転した他方の締約国政府の書面による事前の同意を得ないで、自国政府の職員及び委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者以外の者又は他の政府に移転してはならない。

第四条

一方の締約国政府は、自国の関係法令、他の適用のある両締約国政府の間の国際約束及び適用のある両締約国政府の関係当局の間の取極に従い、この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に関して他方の締約国政府により提供される秘密情報を保護するために必要な措置をとる。当該取極につき、日本国政府の関係当局は防衛省とし、バングラデシュ人民共和国政府の関係当局は首相府軍務局とする。

第五条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極は、それぞれの国の関係法令及び予算に従って実施される。

第六条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極の解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

第七条

1　この協定は、両締約国政府による署名の日に効力を生ずる。

2　この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。この協定の改正は、その署名の日に効力を生ずる。

3　この協定は、五年間効力を有するものとし、その後は、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、毎年自動的に延長される。

4　この協定の終了の後においても、この協定に基づいて移転された防衛装備品及び技術に関し、第三条から前条までの規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十六年二月三日にダッカで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　齋田伸一

バングラデシュ人民共和国政府のために
　S・M・カムルル・ハッサン

○農林水産省告示第二百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県福山市神辺町大字東中条字国地七六一四の三、七六一四の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　ハトコロ沢

二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から百十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と百十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　岩手県岩手郡雫石町大字御明神字山津田　八六番一一号から五号まで及び八六番二号から百十七号まで

○関東地方整備局告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十年関東地方整備局告示第百四十九号甲府都市計画道路事業三・四・三十三号大手二丁目浅原橋線

三　事業施行期間　自平成三十年四月二日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十一年関東地方整備局告示第百六十八号甲府都市計画道路事業三・四・十号高畑町昇仙峡線

三　事業施行期間　自平成三十一年四月二日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

八六番一八号から八号まで、百十号及び百十一号
八六番二九　九号から十二号まで、十五号から十七号まで及び百五号から百九号まで
八六番二九地先道路敷　十三号及び十八号
七七番地先水路敷　十四号
八六番一二　十九号及び二十号
八六番八　二十一号から二十六号まで、四十二号から五十七号まで及び百四号
八六番三〇　二十七号から四十一号まで
八六番五　五十八号から七十八号まで
八六番四一　七十九号から八十八号まで
八六番三八　八十九号から九十七号まで
八六番三三　九十八号から百三号まで